

別表第1 (第2条関係)

種別	項目		修景基準						
建築物等	建物本体	屋根瓦	<p>1 屋根は、和瓦（J形瓦）等を用いた傾斜屋根とし、無彩色又は無彩色に近似した色とする。（周辺との美観，風致を損なわないものであれば一部でも可能）</p> <p>2 屋根，ひさし等の軒裏は，たる木及び野地板あらわし等の和風装飾仕上げとする。</p>						
		外壁	<p>1 外壁及び腰壁は，木材，漆喰，石張り等の自然素材等を用いた和風仕上げとし，できる限り素材を生かすこととする。</p> <p>2 外壁又はこれに代わる柱の面積の5分の4以上の部分においては，マンセル表色系の値を下記の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="571 752 1198 907"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 752 987 804">色相</th> <th data-bbox="987 752 1198 804">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="571 804 987 855">Y R（黄赤）</td> <td data-bbox="987 804 1198 855">4以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 855 987 907">N（白，灰，黒）</td> <td data-bbox="987 855 1198 907">—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y R（黄赤）	4以下	N（白，灰，黒）	—
		色相	彩度						
	Y R（黄赤）	4以下							
	N（白，灰，黒）	—							
	開口部	<p>1 通りから見える開口部は，木製又は和風サッシとする。</p> <p>2 窓には，可能な限り和風面格子を取り付ける。</p> <p>3 出入口は，可能な限り格子戸形式のものとする。</p> <p>4 色彩は，黒，茶等を基調とする。</p>							
建築設備等	<p>テレビアンテナ，高架水槽，屋上階段室，冷暖房機の室外機，ダクト等の配管等は通りから目立たないところに設置し，又は和風装飾のルーバー，面格子等で隠すようにする。</p>								
広告物等	<p>広告物及び看板は，木製を基本とし，落ち着いたきのある和風のイメージで統一する。</p>								
外構	敷地		<p>建物のアプローチは，敷地が面する通りとの連続性や調和に配慮した舗装，しつらえとする。</p>						
	塀柵		<p>通りに面して設ける垣又は柵は，生垣，竹垣又は板塀を基本とし，それ以外についても，表面にしつくい塗り，石張り又はこれらに類する和風仕上げが施されているものとする。</p>						